

○森林組合法施行細則

昭和五十四年七月九日

宮城県規則第三十九号

改正 昭和六二年三月三十一日規則第二六号

昭和六二年一〇月二三日規則第五三号

平成八年三月二九日規則第二四号

平成一六年三月三十一日規則第六九号

平成一七年三月四日規則第三九号

平成一九年三月三〇日規則第六五号

平成二一年三月三十一日規則第五一号

平成二九年三月三十一日規則第三四号

令和三年三月三十一日規則第九一号

森林組合法施行細則をここに公布する。

森林組合法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号。以下「法」という。）の施行について、森林組合法施行令（昭和五十三年政令第二百八十六号）及び森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平一九規則六五・一部改正)

(承認等を受ける場合における提出書類)

第二条 次の各号に掲げる承認等の申請は、それぞれ当該各号に定める申請書を提出して行うものとする。

一 法第十条第一項の規定による信託規程の設定承認申請 信託規程設定承認申請書  
(様式第一号)

二 法第十条第三項の規定による信託規程の変更（廃止）承認申請 信託規程変更（廃止）承認申請書（様式第二号）

三 法第十九条第一項の規定による共済規程の設定承認申請 共済規程設定承認申請書  
(様式第三号)

四 法第十九条第三項の規定による共済規程の変更（廃止）承認申請 共済規程変更（廃止）承認申請書（様式第四号）

五 法第二十四条第一項の規定による林地処分事業実施規程の設定承認申請 林地処分事業実施規程設定承認申請書（様式第五号）

- 六 法第二十四条第三項の規定による林地処分事業実施規程の変更(廃止)承認申請 林地処分事業実施規程変更(廃止)承認申請書(様式第六号)
  - 七 法第二十五条第一項の規定による林道開設(改良、復旧)事業分担金の徴収の認可申請 林道開設(改良、復旧)事業分担金徴収認可申請書(様式第七号)
  - 八 法第二十六条の三第一項の規定による森林経営規程の設定承認申請 森林経営規程設定承認申請書(様式第八号)
  - 九 法第二十六条の三第三項の規定による森林経営規程の変更(廃止)承認申請 森林経営規程変更(廃止)承認申請書(様式第九号)
  - 十 法第六十一条第二項(法第百条第二項において準用する場合を含む。)の規定による定款変更の認可申請 定款変更認可申請書(様式第十号)
  - 十一 法第七十八条第一項(法第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による設立の認可申請 設立認可申請書(様式第十一号)
  - 十二 法第八十三条第二項(法第百条第四項において準用する場合を含む。)の規定による解散決議の認可申請 解散決議認可申請書(様式第十二号)
  - 十三 法第八十四条第二項(法第百条第四項において準用する場合を含む。)の規定による合併の認可申請 合併認可申請書(様式第十三号又は様式第十四号)
  - 十四 法第八十八条の三第二項の規定による吸収分割の認可申請 吸収分割認可申請書(様式第十五号又は様式第十六号)
  - 十五 法第百条の八第一項の規定による株式会社への組織変更の認可申請 組織変更認可申請書(様式第十七号)
  - 十六 法第百条の十六の規定による合同会社への組織変更の認可申請 組織変更認可申請書(様式第十八号)
- 2 次の各号に掲げる選任等の請求は、それぞれ当該各号に定める請求書を提出して行うものとする。
- 一 法第五十三条の規定による一時役員の職務を行うべき者又は法第九十八条の六の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任の請求 一時役員(理事)選任請求書(様式第十九号)
  - 二 法第八十条第二項後段(法第六十一条第三項(法第百条第二項において準用する場合を含む。)、法第八十条第五項(法第百条第三項において準用する場合を含む。)、法第八十三条第三項(法第百条第四項において準用する場合を含む。)、法第八十四条第三項(法第百条第四項において準用する場合を含む。)、法第八十八条の三第三項、法第百条第三項及び法第百条の八第二項(法第百条の十八及び法第百条の二十四において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による認可に関する証明の請求 組合設立(定款変更、解散、合併、吸収分割、組織変更)認可証明請求書(様式第二十号)
  - 三 法第百十一条第一項の規定による業務又は会計の検査の請求 検査請求書(様式第

二十一号)

四 法第一百五十五条の規定による総会の決議又は選挙若しくは当選の取消しの請求 総会  
(総代会)の決議(選挙、当選)取消請求書(様式第二十二号)

3 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。

一 法第十条第四項の規定による軽微な事項に係る信託規程の変更の届出 軽微な事項  
に係る信託規程変更届出書(様式第二十三号)

二 法第十九条第四項の規定による軽微な事項に係る共済規程の変更の届出 軽微な事  
項に係る共済規程変更届出書(様式第二十四号)

三 法第二十四条第四項の規定による軽微な事項に係る林地処分事業実施規程の変更の  
届出 軽微な事項に係る林地処分事業実施規程変更届出書(様式第二十五号)

四 法第二十六条の三第四項の規定による軽微な事項に係る森林経営規程の変更の届出  
軽微な事項に係る森林経営規程変更届出書(様式第二十六号)

五 法第六十一条第四項(法第百条第二項において準用する場合を含む。)の規定によ  
る軽微な事項に係る定款の変更の届出 軽微な事項に係る定款変更届出書(様式第二  
十七号)

六 法第八十三条第五項(法第百条第四項において準用する場合を含む。)の規定によ  
る解散の届出 解散届出書(様式第二十八号)

七 法第九十九条の十の規定による清算終了の届出 清算終了届出書(様式第二十九号)  
(昭六二規則五三・平一六規則六九・平一九規則六五・平二一規則五一・平二九  
規則三四・令二規則九一・一部改正)

(登記完了の届出)

第三条 森林組合若しくは生産森林組合(県の区域を超える区域を地区とする森林組合又  
は生産森林組合を除く。)又は森林組合連合会(県の区域又はその区域を超える区域を  
地区とするものを除く。)(以下「組合」という。)は、組合等登記令(昭和三十九年  
政令第二十九号)に基づき登記したときは、遅滞なくその旨を登記完了届出書(様式第  
三十号)により知事に届け出なければならない。

(昭六二規則二六・平一九規則六五・平二九規則三四・一部改正)

(総会招集等の届出)

第四条 組合は、総会又は総代会の招集の通知をしたときは、直ちにその旨を総会(総代  
会)開催届出書(様式第三十一号)により知事に届け出なければならない。

2 組合は、総会又は総代会が終了したときは、遅滞なくその旨を総会(総代会)終了届  
出書(様式第三十二号)により知事に届け出なければならない。

(平一九規則六五・平二九規則三四・令二規則九一・一部改正)

(役員等の異動の届出)

第五条 組合は、理事及び監事に異動があつたときは、その旨を役員異動届出書（様式第三十三号）により知事に届け出なければならない。

2 組合は、参事又は会計主任を選任し、又は解任したときは、その旨を参事等選任（解任）届出書（様式第三十四号）により知事に届け出なければならない。

（平一九規則六五・平二九規則三四・令二規則九一・一部改正）

(事故発生の届出)

第六条 組合は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

一 法第九条第一項各号に掲げる事業、法第九十三条第一項の事業又は法第一百条第一項各号に掲げる事業で定款に掲げる事業の全部を二十日以上休止したとき。

二 訴訟当事者となつたとき。

三 破産手続開始の申立てをし、又はその申立てがあつたとき。

四 財産に重大な影響を及ぼす事由の発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。

（平一六規則六九・旧第七条繰上、平一七規則三九・一部改正）

(残高試算表の提出)

第七条 組合員又は会員に出資させる組合は、三月、六月、九月及び十二月の各月末の合計残高試算表を作成し、それぞれの翌月の十日までに知事に提出しなければならない。

（平一六規則六九・旧第八条繰上）

(提出書類の部数等)

第八条 法又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副二通とし、提出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する地方振興事務所長を経由しなければならない。

（平八規則二四・一部改正、平一六規則六九・旧第九条繰上・一部改正）

附 則(昭和五四年規則第三九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第二六号)

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第五三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年規則第二四号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第六九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の森林組合法施行細則第六条の規定により発行されている森林組合検査員証は、平成二十年三月三十一日までの間は、協同組合等検査規則(平成十六年宮城県規則第七十号)第三条の規定により発行された身分証明書とみなす。

附 則(平成一七年規則第三九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第百二十四号)第五十三条第五項の規定によりなお効力を有することとされている改正前の商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本は、改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 改正前の森林組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の森林組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則(平成一九年規則第六五号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第五一号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の森林組合法施行細則の規定による様式第十三号及び様式第十八号は、当分の間、改正後の森林組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則(平成二九年規則第三四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の森林組合法施行細則の規定による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、改正後の森林組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の森林組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の森林組合法施行細則の規定によるものとみなす。